■ B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改正箇所一覧
※表記誤りの修正や、軽微な表現変更については除きます

チャプター1

改正前	改正後	主旨
（8）緊急事態宣言について ④イベント開催制限の段階的緩和の目安 ・次項を参照してください。	（8）緊急事態宣言について ④イベント開催制限の段階的緩和の目安 ・次項を参照してください。B リーグは大声での歓声・声援等が想定されるものとされており、収容率 50%以内が適用されます。 ※以降内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知内容を更新	11 月末までの収容率および人数上限の緩和適用の区分を明示

チャプター2

改正前	改正後	主旨
（7）練習場での食事について ・練習場で食事をする場合、身体的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保し、対面は避け、会話せず食事を行ってください。食事は一人分ずつセットしてください。	（7）練習場での食事について ・練習場で食事をする場合、身体的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保し、対面は避け、会話せず食事を行ってください。食事は一人分ずつセットしてください。食事を行う時以外はマスクを着用して下さい。	食事以外でのマスク着用の徹底

チャプター3

改正前	改正後	主旨
（4）バスでの移動について ②バス使用時の留意点 ・使用するバスのサイズにもよりますが、バス内の人数を減らす（隣り合った座席は 1 席空けるなど）ため 2 時間以上などの長時間のバス移動の際には、複数台での移動もご検討ください。	（4）バスでの移動について ②バス使用時の留意点 ・使用するバスのサイズにもよりますが、バス内の人数を減らす（隣り合った座席は 1 席空けるなど）ため定員数と実際の乗車人数に鑑み、複数台での移動もご検討ください。	移動時間を問わず、定員数と乗車人数により複数台を検討する

チャプター4

改正前	改正後	主旨
セクション 6：映像制作 (1) 映像制作 ①映像制作スタッフについて ・B リーグ公式映像およびすべてのライツホルダースタッフは、B リーグが指定する健康管理・ 行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出をしてください。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたってください。	セクション 6：映像制作 (1) 映像制作 ①映像制作スタッフについて ・B リーグ公式映像およびすべてのライツホルダースタッフは、他の関係スタッフ同様、本人とその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状を起こしていないこと、また渡航歴を確認し誓約書を提出してください。	映像制作クルーおよびライツホルダーのスタッフも、他の関係スタッフ同様の対応で統合

チャプター5

改正前	改正後	主旨
セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ▶収容率 50%の場合	セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ▶収容率 50%の場合※9/11 付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知後も同様	収容率および人数上限の緩和措置後の取り扱いについてを明示
セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ①収容率の考え方	セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ①収容率の考え方 ただし、9/11 付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知により、「異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０%を超えることもありうる。」とされており、この措置の適用は「開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合」に採用できるものであることから、クラブごとに本ガイドラインへの適合を順守した上で、グループごとの着席が適切に実施可能な席種にいおいては、同一グループ(5 名以内に限る)内での座席間隔を設けずにチケットを販売することを許容します。この場合においては、各都道府県に予め了解を得ることとします。	収容率の緩和措置後の取り扱いにおいて、同一グループ内での座席等の間隔について明示
セクション 2：運営 (1) 座席の配置について	セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ④同一グループ内の席間隔を設けない場合の条件 同一グループ(5 名以内に限る)内での座席等の間隔を設けない措置を適用させる場合、クラブは以下の内容を必ず遵守してください。 ・本ガイドラインを遵守し、適切に履行すること ・予めグループごとに着席可能な席種を設計し、異なるグループ間は少なくとも 1 席以上の席間隔を設けること。また、チケット購入者に対し、当該席種がグループ間での席間隔を設けない席であることをあらかじめ周知したうえで、販売すること ・開催地の自治体へ予め了解を得ること	収容率の緩和措置後の取り扱いにおいて、同一グループ内での席間隔を設けない場合の条件を規定
セクション 2：運営 （１０）来場ファン向けの運営について	セクション 2：運営 （１０）来場ファン向けの運営について ③入場拒否の場合の払い戻し措置等 チケット購入者が、本ガイドラインに規定する「来場をご遠慮いただく」べき症状を発生し来場を取りやめた場合や、入場口による検温等により入場を拒否された場合、適用される払い戻しの措置等について、予めチケット販売時の規約に明記し、わかりやすく表示してください。	収容率および人数上限の緩和措置を採用するにあたり、払い戻し措置についてを規定

セクション 2：運営 （１２）応援時の観戦マナー 下記の行為に関しては感染拡大防止の観点から禁止とさせて頂きます。来場者に向けては「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための来場及び観戦に関するルール」で事前に注意喚起を行います。また『B リーグの観戦マナー・ルール』で持ち込み禁止となっているもの以外の持ち込み制約は行いません。	セクション 2：運営 （１２）応援時の観戦マナー 下記の行為に関しては感染拡大防止の観点から禁止とさせて頂きます。来場者に向けては「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための来場及び観戦に関するルール」で事前に注意喚起を行います。また『B リーグの観戦マナー・ルール』で持ち込み禁止となっているもの以外の持ち込み制約は行いません。万が一以下に規定する禁止行為が確認された場合、クラブは当該来場者へ注意を行い、適切に対応して下さい。なお、禁止行為の監視は来場者の感染拡大予防に対しても重要な対応であるため、必ず客席エリアごとに対応できるスタッフを配置して下さい。	来場者に応援時の観戦マナーを遵守いただくための注意喚起の実施と、事前のスタッフ配置を規定
セクション 2：運営 （14）その他	セクション 2：運営 （14）その他 ③試合前後の来場者の移動・会食について ※ ・人が集まるイベントでは、会場内だけでなくその前後における交通機関での移動や、イベント前後の会食による感染リスクが政府等からも指摘されており、クラブは以下の事項について来場者へ注意喚起を呼びかけて下さい。 （ア）場内だけでなく、来場前後における感染拡大予防対策の実施 （イ）公共交通機関や飲食店等でも三密を回避するため、分散利用を検討いただくこと （ウ）可能な限り、予約システム等の活用を行い、分散利用を促進すること	イベント内だけでなく、前後の移動や会食の実施について注意喚起を行うことを追加

チャプター6

・9 月 28 日付理事会決議事項を追加